

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

相生市の人口は、1975年（昭和50年）の42,008人をピークとして2014年（平成26年）までの40年間で約3割が減少し、2014年（平成26年）の65歳以上人口は33.3%に達している。この人口の減少と高齢化の傾向は、今後顕著化していくことが予測されている。

市内には、約1,300の多様な事業所が存在し、うち約99%が中小企業である。

本市の産業構成としては、卸売・小売業の比率が高く、近年それらの事業所数は著しく減少している。本市の産業をけん引してきた造船業を中心とする製造業においては、事業所数は微減する傾向にあるが、相生商工会議所が実施した令和4年度の景気動向調査（DI値）では、約70%の事業所が設備投資を実施しておらず、厳しい経営環境の中、設備投資に慎重になっていることが窺える。

本市の中小企業は、全体として少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少等により人手不足に直面し、人材の確保や労働生産性の向上を図ることが経営上の大きな課題となっている。また、前出の景気動向調査では、2年前の令和3年度調査と比較し全事業者からの回答において、需要の停滞や人件費以外の経費の増加が経営に関する問題点であるとした事業者が多く、生産設備の導入・更新による事業の効率化、生産性の向上を期待する声は高い。

こうした状況を鑑み、本市の中小企業において、より生産性の高い設備等の導入・更新を促進することにより、深刻化する人材不足への対応や生産性の向上を図り、経営基盤や競争力の強化につなげていくことが必要である。

(2) 目標

本市の中小企業は、多様な分野で特色ある事業活動を行うとともに、新事業・新産業の創出や就業機会の増大に資する等、地域経済を支える極めて重要な存在である。

こうした中小企業の経営基盤や競争力の強化を図り、地域経済活力の維持・強化につなげるため、計画期間中に10件の先端設備等導入計画の認定を行うことを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）が、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の中小企業は事業分野も多岐にわたっており、幅広く事業者の生産性向上を実現する取組みを行っていく必要がある。

そのため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市において幅広く中小企業者の生産性向上の実現に向けた取組みを促すため、本計画の対象地域は相生市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の中小企業者による多様な取組みを促すため、相生市内で事業活動を行う全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月20日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組みを本計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組みや、反社会的勢力との関係が認められる事業者を本計画認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市税の未納がある事業者を本計画認定の対象としない等、税負担の公平性・公正性に配慮するものとする。